

同意書

公益社団法人全国愛農会（以下、甲という）と認定申請者（以下、乙という）は、乙に係る認定の申請にあたり認定されたときから同認定が無効となるまでの間、以下の項目について同意することを約する。

- (1) 甲は乙に対し認定証を交付し、J A S法に基づく格付および格付表示を行うことを認めると共に、認定維持に必要な情報を提供する。
- (2) 認定機関から連絡を受けたときの適切な変更の実施を含めて、乙は認定に係る事項が認定の技術的基準に適合するよう維持するとともに格付する製品が継続的に日本農林規格を満たすようにする。
- (3) 甲はJ A S法およびその他の関連する法令を遵守するとともに、甲が自ら定める認定業務規程類を遵守し認定業務を適切に遂行する。
- (4) 乙はJ A S法およびその他の関連する法令を遵守するとともに、乙が自ら定める内部規程類を遵守する。
- (5) 甲は、乙が継続して認定の技術的基準に適合しているか評価するため、おおむね一年に一回は乙に対して実地において調査を行う。
- (6) 乙は、認定事項を変更するとき、または格付業務もしくは格付表示業務を廃止しようとするときは原則としてあらかじめ甲に届け出る。また当該変更について甲が認定維持の可否評価のために必要と判断したときは甲は乙に対して臨時の調査を行う。
- (7) 甲は、乙が認定事項を変更したことを知ったとき、また第三者からの情報提供等により乙が認定の技術的基準に適合しないおそれがあると判断したときは、甲は乙に対して臨時の調査を行う。
- (8) 乙は甲が行う調査等に協力し必要なすべての準備をする。甲は乙に対し必要な報告を求め、事務所、ほ場、工場等に立ち入り、管理業務、格付業務、格付表示業務、農林物資の広告または表示、農林物資、原料、帳簿その他を調査することができる。また正当な理由があつて甲が認める立会人がこれらの調査等に参加することを乙は認める。
- (9) 甲は(5)(6)(7)の調査結果を評価し、認定の維持、格付等の停止請求の解除、認定の縮小または拡大、認定の取り消し、格付業務の停止または格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を判定し、これを乙に通知する。
- (10) 乙は、格付の表示が付された農林物資は格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲り渡しの委託をし、または譲り渡しのために陳列しない。
- (11) 乙は、格付の表示を付した農林物資についてその表示が格付の結果と一致しないことが明らかになったときは、遅滞なくその表示を除去し、または抹消する。
- (12) 乙は、農林物資またはその包装、容器もしくは送り状に格付の表示と紛らわしい表示を付さない。
- (13) 乙は、格付の表示の付してある包装材料または容器は、その格付の表示を除去し、または抹消した後でなければ、ふたたび農林物資の包装材料または容器として使用しない。
- (14) 乙は、農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、または格付の表示・名称の表示に関し必要な報告もしくは物件の提出の請求を拒否し、虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出をし、または農林水産大臣もしくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立ち入り検査の拒否、妨害、忌避もしくは質問に対する答弁の拒否、もしくは虚偽の答弁をしない。
- (15) 乙は、認定を受けている旨の広告または表示をするときは、認定に係る農林物資以外の製品について甲の認定を受けていると誤認させ、または甲の認定の調査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにする。
- (16) 乙は、認定を受けている旨の広告または表示を行うときは、認定に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行わない。
- (17) 甲が(15)または(16)の条件に違反すると認めて広告または表示の方法の改善または中止を求めたときは、乙はこれに応じる。
- (18) 乙は、(15)または(16)のほか、他人に認定、格付または格付の表示に関する情報の提供を行うにあたっては、認定に係る農林物資以外の製品について甲の認定を受けていると誤認させ、または甲の認定の調査の内容そ

の他の認定に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにする。

- (19) 乙が(8)から(18)までの条件に違反し、または(14)の報告もしくは物件の提出をせず、虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出をし、もしくは(14)の調査を拒否、妨害、忌避もしくは質問に対する答弁の拒否、もしくは虚偽の答弁をしたときは、甲は格付業務および格付の表示を付した製品の出荷の停止もしくは自粛を請求することができる。当該請求に応じないときは、甲は乙の認定を取り消すことができる。
- (20) 乙に対して認定業務規程第10条、第11条および第12条に規定する手数料を請求してから六ヶ月以上入金認められないときは、甲は乙の認定を取り消すことができる。
- (21) 乙は、J A S法の規定に従い甲が格付業務の停止または格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求したとき、認定の取り消しを請求したときはこれに従う。また格付業務もしくは格付表示業務を廃止するときは認定事業者であることを言及している宣伝・広告等を中止し、認定証を返却し、その他の要求された処置をとる。
- (22) 乙は、甲が前項の請求をしたときは異議申立てをすることができる。甲は異議申立てを受理しクレーム処理規程に従い処理する。
- (23) 甲は、認定の取り消しを請求するときは、その通知の一週間前までに乙に文書でその旨を知らせ、弁明の機会を与える。
- (24) 乙は毎年六月末日までにその前年度の格付実績もしくは格付表示実績および認定ほ場の面積を甲に報告する。
- (25) 乙は、その行った格付に関する記録を、J A S法施行規則第46条一のニの(11)に定める期間保存する。
- (26) 乙は、認定証を複製するときは、すべてを複製するとともに複製であることを明記（「複製」、「コピー」、「写し」等）する。
- (27) 甲は、認定業務の過程で得られた乙に関する情報のうち、J A S法およびその他の法令により特定された事項について農林水産大臣に報告し公衆の閲覧に供する。
- (28) 甲は、認定業務の過程で得られた乙に関する情報のうち前項に記載の事項および公平性委員会から求められた情報以外については、機密保持規程に基づきその機密を保護する。
- (29) 乙は格付の表示をした製品に関連して持ち込まれたすべての苦情に対して適切な処置をとるとともに、その件について記録し、また甲の求めに応じてその記録を甲に利用させる。
- (30) 乙はJ A S規格への適合性に影響を与える製品の不備に関して適切な処置をとるとともに、それらの処置について記録し、また甲の求めに応じてその記録を甲に利用させる。
- (31) 甲は乙が格付の表示を行った農林物資についての責を負わない。
- (32) 乙に対して日本農林規格への適合の判定を行う際、資材メーカー等から提出された証明書に誤認または瑕疵があった場合、当該証明書をもとに判定を行った結果、乙に損害が生じた場合においても甲はその責を負わない。
- (33) 当該同意書に記載のない事項または同意書の条項の疑義については、甲・乙で協議する。協議の調わないときは甲の解釈によるものとする。

上記、同意の証として本書二通を作成し、当事者記名押印のうえ各一通を保有する。

_____年____月____日

甲（登録認定機関） **三重県伊賀市別府690番地の1
公益社団法人全国愛農会
会長 村上真平**

乙（認定申請者）住所：_____

認定申請者名：_____

代表者名：_____ 印